

令和 7 年栗山町議会定例会

6 月 定 例 会 議 議 案

開会 令和 7 年 6 月 1 1 日

栗 山 町 議 会 議 場

令和 7 年栗山町議会定例会
6 月定例会議

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 1 1 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 番	案 号	議 件 名	結 果
1			会議録署名議員の指名	
2			議会運営委員会報告	
3			諸般の報告 ①会 務 報 告	
			②監 査 報 告	
4			一 般 質 問	
5	議 第 5	案 号	令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 3 号）	
6	議 第 6	案 号	令和 7 年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）	
7	議 第 7	案 号	令和 7 年度栗山町水道事業会計補正予算 （第 1 号）	
8	報 第 4	告 号	令和 6 年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書 について	
9	報 第 5	告 号	令和 6 年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書 について	
10	議 第 8	案 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例	

[illegible]

会 務 報 告

5 月 14 日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会報酬を考える小委員会を委員会室で開催した。
15 日	北海道町村議会議員公務災害補償等組合議会及び北海道町村議会議長会理事会に議長が出席した。(於 札幌市)
16 日	栗山高校女子野球部激励会に議長が出席した。
19 日	くりやま駅前通り商店街協同組合第 3 4 回通常総会・懇親会に議長に代わって副議長が出席した。
20 日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃 日	総務教育常任委員会を委員会室で開催した。
〃 日	産業福祉常任委員会を委員会室で開催した。
〃 日	広報広聴常任委員会を議員控室で開催した。
〃 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
20 日～22 日	ネイチャーポジティブの取組に係る中央要望に議長が出席した。(於 東京都)
23 日	社会福祉法人清光園 L i e n V i l l a g e なんそらオープニングセレモニーに議長が出席した。
24 日	第 1 9 回東京栗山会総会に議長が出席した。(於 東京都)
24 日～26 日	令和 7 年度広報広聴常任委員会先進地視察のため大櫛副委員長外 5 名が神奈川県海老名市、神奈川県寒川町に出張した。
25 日	第 7 師団創隊 7 0 周年・東千歳駐屯地創立 7 1 周年記念行事に議長に代わって広報広聴常任委員長が出席した。
27 日	令和 7 年度町村議会議長・副議長研修会に議長及び副議長が出席した。(於 東京都)
28 日	埼玉県議会福祉保健医療委員会が視察のために来町したので議長に代わって議会運営委員長が応接した。
30 日	国道ごみゼロの日運動に議長が出席した。
〃 日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会報酬を考える小委員会を委員会室で開催した。
6 月 1 日	第 3 4 回 Y O S A K O I ソーラン祭り出陣式に議長が出席した。
2 日	ネイチャーポジティブの集い～中田環境副大臣をお招きして～に議長が出席した。

議 案 の 提 出 に つ い て

令和 7 年栗山町議会定例会 6 月定例会議に報告第 4 号から報告第 5 号まで及び議案第 5 号から議案第 1 4 号までを別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

議 案 第 5 号

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）

令和 7 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 9 9 , 8 5 9 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 0 , 6 9 0 , 7 0 7 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 3 条 地 方 債 の 追 加 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		1, 281, 544	42, 726	1, 324, 270
	2 国庫補助金	611, 082	42, 562	653, 644
	3 委託金	32, 848	164	33, 012
16 道支出金		716, 829	121, 064	837, 893
	2 道補助金	343, 201	121, 064	464, 265
18 寄附金		303, 222	1, 030	304, 252
	1 寄附金	303, 222	1, 030	304, 252
19 繰入金		497, 569	22, 539	520, 108
	1 基金繰入金	497, 428	22, 539	519, 967
21 諸収入		313, 358	4, 800	318, 158
	5 雑入	175, 905	4, 800	180, 705
22 町債		1, 322, 300	7, 700	1, 330, 000
	1 町債	1, 322, 300	7, 700	1, 330, 000
歳 入 合 計		10, 490, 848	199, 859	10, 690, 707

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議会費		61,920	16	61,936
	1 議会費	61,920	16	61,936
2 総務費		2,335,614	50,073	2,385,687
	1 総務管理費	2,277,215	49,909	2,327,124
	4 選挙費	11,544	164	11,708
3 民生費		2,233,603	2,540	2,236,143
	1 社会福祉費	1,549,782	2,540	1,552,322
4 衛生費		805,303	145	805,448
	1 保健衛生費	540,418	145	540,563
5 労働費		8,854	207	9,061
	1 労働費	8,854	207	9,061
6 農林水産業費		459,016	121,335	580,351
	1 農業費	429,128	121,335	550,463
8 土木費		1,798,843	5,089	1,803,932
	2 道路橋梁費	801,934	4,686	806,620
	4 都市計画費	327,436	403	327,839
10 教育費		952,514	20,454	972,968
	1 教育総務費	305,428	1,153	306,581
	4 社会教育費	196,625	6,071	202,696
	5 保健体育費	287,985	13,230	301,215
歳 出 合 計		10,490,848	199,859	10,690,707

第3表 地方債の補正

2. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
47. 全国瞬時警報システム新型受信機整備事業債	7,700	普通貸借・証券発行及び証書借入	3.8%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明		
	項					区分	金額			
	目									
⑮	国庫支出金		1, 281, 544	42, 726	1, 324, 270					
	2	国庫補助金	611, 082	42, 562	653, 644					
	1	総務費国庫補助金	101, 005	40, 904	141, 909	1	総務管理費補助金	40, 904	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
	2	民生費国庫補助金	47, 882	1, 658	49, 540	1	社会福祉費補助金	1, 658	介護保険事業費補助金	
	3	委託金	32, 848	164	33, 012					
	1	総務費国庫委託金	11, 293	164	11, 457	2	選挙費委託金	164	参議院議員通常選挙委託金追加	
⑯	道支出金		716, 829	121, 064	837, 893					
	2	道補助金	343, 201	121, 064	464, 265					
	4	農林水産業費道補助金	255, 127	121, 064	376, 191	1	農業費補助金	121, 064	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金追加 経営発展支援事業補助金 水利施設管理強化事業補助金追加 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	35 3, 750 811 7, 300 109, 168
⑰	寄附金		303, 222	1, 030	304, 252					
	1	寄附金	303, 222	1, 030	304, 252					
	1	寄附金	303, 222	1, 030	304, 252	3	教育寄附金	1, 030		
⑱	繰入金		497, 569	22, 539	520, 108					
	1	基金繰入金	497, 428	22, 539	519, 967					
	1	財政調整基金繰入金	292, 848	22, 539	315, 387	1	財政調整基金繰入金	22, 539		
㉑	諸収入		313, 358	4, 800	318, 158					
	5	雑入	175, 905	4, 800	180, 705					
	2	雑入	175, 900	4, 800	180, 700	2	雑入	4, 800	スポーツ振興くじ助成金追加	
㉒	町債		1, 322, 300	7, 700	1, 330, 000					
	1	町債	1, 322, 300	7, 700	1, 330, 000					
	1	総務債	85, 800	7, 700	93, 500	1	総務管理債	7, 700	全国瞬時警報システム新型受信機整備事業債	

歳 出		補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
款	項				特定財源			一般財源	区分		金額	
					国道支出金	地方債	その他					
①	議会費	61,920	16	61,936				16				
	1 議会費	61,920	16	61,936				16				
	1 議会費	61,920	16	61,936				16	1 報酬	16 議員 委員長追加		
②	総務費	2,335,614	50,073	2,385,687	41,068	7,700	1,030	275				
	1 総務管理費	2,277,215	49,909	2,327,124	40,904	7,700	1,030	275				
	6 財政調整基金費	2,345	1,030	3,375			1,030		24 積立金	1,030 財政調整基金積立金		
	20 防災対策費	8,866	7,975	16,841		7,700		275	12 委託料	7,975 全国瞬時警報システム新型受信機整備業務 7,700 全国瞬時警報システム保守業務 275		
	25 重点支援地方創生対策費	-	40,904	40,904	40,904				1 報酬	1,075	会計年度任用職員 1人分	
									3 職員手当等	245	時間外手当	
									10 需用費	209	消耗品費	
											事業用	198
											印刷製本費	
									諸用紙	11		
									11 役務費	1,280	通信運搬費	
		郵便料	1,077									
		手数料										
		口座振込	203									
	12 委託料	605	定額減税補足給付金システム改修									
	19 扶助費	37,490	定額減税補足給付金不足額給付									
4	選挙費	11,544	164	11,708	164							
	2 参議院議員選挙費	11,090	164	11,254	164				1 報酬	164	開票管理者追加	2
											投票管理者追加	13
											投票管理者職務代理者追加	13
											期日前投票管理者追加	27
											開票立会人追加	26
											投票立会人追加	37
											期日前投票立会人追加	46

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
③	民生費		2,233,603	2,540	2,236,143	1,658			882				
	1	社会福祉費	1,549,782	2,540	1,552,322	1,658			882				
		2	老人福祉費	424,954	2,540	427,494	1,658		882	12	委託料	54	いきいき交流プラザ指定管理業務追加
										18	負担金補助 及び交付金	2,486	補助金 介護施設等環境改善事業
④	衛生費		805,303	145	805,448				145				
	1	保健衛生費	540,418	145	540,563				145				
		4	環境衛生費	60,798	145	60,943			145	12	委託料	145	樹木伐採剪定撤去業務追加
⑤	労働費		8,854	207	9,061				207				
	1	労働費	8,854	207	9,061				207				
		2	勤労者福祉 センター費	6,800	207	7,007			207	12	委託料	207	勤労者福祉センター指定管理業務追加
⑥	農林水産業費		459,016	121,335	580,351	121,064			271				
	1	農業費	429,128	121,335	550,463	121,064			271				
		3	農業振興費	318,103	109,203	427,306	109,203			18	負担金補助 及び交付金	109,203	補助金 経営所得安定対策直接支払推進事業追加 35 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 109,168
		4	総合土地改 良事業費	70,407	1,082	71,489	811		271	18	負担金補助 及び交付金	1,082	補助金 水利施設管理強化事業追加
		5	農業担い手 育成費	18,385	11,050	29,435	11,050			18	負担金補助 及び交付金	11,050	補助金 経営発展支援事業 3,750 スマート農業・農業支援サービス事業導入総 合サポート緊急対策事業 7,300
⑧	土木費		1,798,843	5,089	1,803,932				5,089				
	2	道路橋梁費	801,934	4,686	806,620				4,686				
		2	道路維持費	314,910	4,686	319,596			4,686	14	工事請負費	4,686	南学田線側溝改修工事 東山2号線排水改修工事
	4	都市計画費	327,436	403	327,839				403				
		2	公園管理費	96,177	403	96,580			403	12	委託料	403	栗山公園・夕張川河畔公園指定管理業務追加

(単位：千円)

款		補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
	項				特定財源			一般財源	区分		金額
					目	国道支出金	地方債				
⑩	教育費	952, 514	20, 454	972, 968			4, 800	15, 654			
	1 教育総務費	305, 428	1, 153	306, 581				1, 153			
	3 財産管理費	5, 492	747	6, 239				747	10 需用費	747	修繕料 建物追加
	6 学生寮費	55, 012	406	55, 418				406	10 需用費	406	修繕料 建物追加
	4 社会教育費	196, 625	6, 071	202, 696				6, 071			
	3 公民館費	12, 873	1, 003	13, 876				1, 003	12 委託料	1, 003	社会教育施設等指定管理業務追加
	4 図書館費	61, 881	540	62, 421				540	12 委託料	540	図書館指定管理業務追加
	6 農村環境改善センター費	11, 475	1, 704	13, 179				1, 704	12 委託料	1, 704	社会教育施設等指定管理業務追加
	7 開拓記念館費	9, 168	37	9, 205				37	12 委託料	37	社会教育施設等指定管理業務追加
	8 自然教育振興費	47, 123	220	47, 343				220	18 負担金補助 及び交付金	220	補助金 夕張川自然再生協議会設立 1 0 周年記念事業
	9 カルチャープラザ費	40, 014	2, 567	42, 581				2, 567	12 委託料	2, 567	社会教育施設等指定管理業務追加
	5 保健体育費	287, 985	13, 230	301, 215			4, 800	8, 430			
	1 保健体育総務費	6, 837	4, 800	11, 637			4, 800		18 負担金補助 及び交付金	4, 800	補助金 くりやまハーフマラソン実行委員会追加
	2 体育施設費	69, 792	6, 444	76, 236				6, 444	10 需用費	891	修繕料 工作物
									12 委託料	5, 553	栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務追加 482 社会体育施設指定管理業務追加 5, 071
	3 スポーツセンター費	50, 160	1, 986	52, 146				1, 986	12 委託料	1, 986	社会体育施設指定管理業務追加

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補 正 前	長 等	3	—	26,772	(4.60) 11,802	390	—	38,964	7,451	46,415	
	議 員	11	28,404	—	(4.60) 12,522	—	—	40,926	7,267	48,193	
	その他の 特 別 職	425	31,174	—	—	—	—	31,174	—	31,174	
	計	439	59,578	26,772	24,324	390	—	111,064	14,718	125,782	
補 正	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	16	—	—	—	—	16	—	16	
	その他の 特 別 職	—	164	—	—	—	—	164	—	164	
	計	—	180	—	—	—	—	180	—	180	
計	長 等	3	—	26,772	(4.60) 11,802	390	—	38,964	7,451	46,415	
	議 員	11	28,420	—	(4.60) 12,522	—	—	40,942	7,267	48,209	
	その他の 特 別 職	425	31,338	—	—	—	—	31,338	—	31,338	
	計	439	59,758	26,772	24,324	390	—	111,244	14,718	125,962	

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	(93) 152	137,790	570,949	394,653	1,103,392	228,511	1,331,903	一 般 職	
	—	—	—	—	—			準 職	
補 正	(1) —	1,075	—	245	1,320	—	1,320	〃	
	—	—	—	—	—			〃	
計	(94) 152	138,865	570,949	394,898	1,104,712	228,511	1,333,223	〃	
	—	—	—	—	—			〃	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	2,164	370	27,783	850	20,557	2,334	149,539	125,513	13,738	13,300	93	394,653
	補 正	—	—	—	—	245	—	—	—	—	—	—	—	—	245
	計	17,910	20,502	2,164	370	28,028	850	20,557	2,334	149,539	125,513	13,738	13,300	93	394,898

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	(-) 143	—	542,855	341,058	883,913	187,569	1,071,482	一 般 職	
	— /	— /	— /	— /	— /			準 職	/
補 正	(-) —	—	—	245	245	—	245	〃	
	— /	— /	— /	— /	— /			〃	/
計	(-) 143	—	542,855	341,303	884,158	187,569	1,071,727	〃	
	— /	— /	— /	— /	— /			〃	/

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	1,612	370	25,850	850	20,557	2,334	121,825	102,210	13,738	13,300	—	341,058
	補 正	—	—	—	—	245	—	—	—	—	—	—	—	—	245
	計	17,910	20,502	1,612	370	26,095	850	20,557	2,334	121,825	102,210	13,738	13,300	—	341,303

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(93) 9	137,790	28,094	53,595	219,479	40,942	260,421	
補 正	(1) —	1,075	—	—	1,075	—	1,075	
計	(94) 9	138,865	28,094	53,595	220,554	40,942	261,496	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	勤 勉	処遇改善	計
	補正前	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595
	補 正	—	—	—	—	—	—
	計	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595

議 案 第 6 号

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,328,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税		263, 641	2, 787	266, 428
	1 国民健康保険税	263, 641	2, 787	266, 428
4 繰入金		107, 599	△2, 787	104, 812
	2 基金繰入金	10, 115	△2, 787	7, 328
歳 入 合 計		1, 328, 600	-	1, 328, 600

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
	項	目				区分	金額		
①	国民健康保険税		263,641	2,787	266,428				
	1	国民健康保険税	263,641	2,787	266,428				
		1	一般被保険者 国民健康保険 税	263,641	2,787	266,428	1 医療給付費分	1,015	現年度分追加
			2 後期高齢者支 援金分				1,772	現年度分追加	
④	繰入金		107,599	△ 2,787	104,812				
	2	基金繰入金	10,115	△ 2,787	7,328				
		1	基金繰入金	10,115	△ 2,787	7,328	1 基金繰入金	△ 2,787	

議 案 第 7 号

令和7年度栗山町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出 （既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	392,874 千円	6,897 千円	399,771 千円
第1項 営業費用	371,172 千円	6,897 千円	378,069 千円

令和 7 年度 栗山町水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

支出

(単位：千円)

款項目		既決予定額	補正予定額	計	備考
1	水道事業費用	392,874	6,897	399,771	
	1 営業費用	371,172	6,897	378,069	
	4 総係費	25,338	6,897	32,235	事業活動の全般に関する費用追加
	仮払消費税	(13,251)	(627)	(13,878)	

報告第4号

令和6年度栗山町一般会計繰越明許費 繰越計算書について

令和6年度栗山町一般会計予算第6条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 越 年度額	左の財源内訳				
					既 繰 入 特 定 財 源	未 繰 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国・道支出金	地方債	特 定 財 源	
② 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	くりやま暮らし応援 商品券発行事業	円 55,574,000	円 54,000,000	円 35,188,000	円 0	円 0	円 0	円 18,812,000
④ 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	栗山赤十字病院 改築等事業	円 1,100,000,000	円 1,100,000,000	円 0	円 0	円 1,100,000,000	円 0	円 0
⑪ 災 害 復 旧 費	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	流 れ の 沢 川 災 害 復 旧 事 業	円 23,485,000	円 23,485,000	円 0	円 0	円 4,650,000	円 0	円 18,835,000
		御 園 2 線 災 害 復 旧 事 業	円 2,706,000	円 2,706,000	円 0	円 2,164,000	円 500,000	円 0	円 42,000
		築別川災害復旧事業	円 22,847,000	円 22,847,000	円 0	円 18,277,000	円 4,550,000	円 0	円 20,000
合 計			円 1,204,612,000	円 1,203,038,000	円 35,188,000	円 20,441,000	円 1,109,700,000	円 0	円 37,709,000

報告第 5 号

令和 6 年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、令和 6 年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年度栗山町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左　　の　　財　　源　　内　　訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	明 説
						国庫補助金	企　業　債	当　年　度 損　益　勘　定 留　保　資　金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	円 127,600,000	円 51,040,000	円 76,560,000	円 41,648,000	円 34,900,000	円 12,000	円 0	円 0	資材の納期遅延による工期延長

議案第 8 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係） 7 の項から 1 2 の項を次のように改める。

7	選挙長 開票管理者		日額 1 2, 2 0 0 円
8	投票所の投票管理者		日額 1 4, 5 0 0 円（投票所の投票管理者として従事した時間が選挙の当日投票時間（以下「当日投票時間」という。）未満の場合にあっては、1 4, 5 0 0 円に投票所の投票管理者として従事した時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間）を当日投票時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））
9	期日前投票所の投票管理者		日額 1 2, 8 0 0 円（期日前投票所の投票管理者として従事した時間が期日前投票の投票時間（以下「期日前投票時間」という。）未満の場合にあっては、1 2, 8 0 0 円に期日前投票所の投票管理者として従事した時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数

			があるときは切り捨てた時間)を期日前投票時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))
1 0	選挙立会人 開票立会人		日額 1 0, 1 0 0 円
1 1	投票所の投票立会人		日額 1 2, 4 0 0 円(投票所の投票立会人として従事した時間が当日投票時間未満の場合にあっては、1 2, 4 0 0 円に投票所の投票立会人として従事した時間(3 0 分以上1 時間未満の端数があるときは1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を当日投票時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))
1 2	期日前投票所の投票立会人		日額 1 0, 9 0 0 円(期日前投票所の投票立会人として従事した時間が期日前投票時間未満の場合にあっては、1 0, 9 0 0 円に期日前投票所の投票立会人として従事した時間(3 0 分以上1 時間未満の端数があるときは1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときは切り捨てた時間)を期日前投票時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製

造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみな

されるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の栗山町税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の栗山町税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、栗山町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 栗山町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第10号

栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険税条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「23万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「23万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栗山町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|------------|--|
| 1、名称、種類、数量 | 学習者用コンピューター等 700台 |
| 2、取得の目的 | 国のGIGAスクール構想に基づき整備する一人一台端末の更新 |
| 3、取得の方法 | 随意契約（北海道公立学校情報機器整備共同調達会議による一般競争入札） |
| 4、取得予定価格 | 38,500,000円 |
| 5、取得の相手方 | 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長 島津 泰 |

議案第 12 号

ふじ団地 97 号棟外壁改修工事の請負契約について

ふじ団地 97 号棟外壁改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1、契約の目的 | ふじ団地 97 号棟外壁改修工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 73, 117, 000 円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町朝日 4 丁目 32 番地 3
朝日産業株式会社
代表取締役 廣岡 延博 |

議案第 13 号

ふじ団地 98 号棟外壁改修工事の請負契約について

ふじ団地 98 号棟外壁改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | ふじ団地 98 号棟外壁改修工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 72,600,000 円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町中央 1 丁目 1 番地 1
松原産業株式会社
代表取締役 松原 由典 |

議案第14号

旭台第3支線道路整備その1工事の請負契約について

旭台第3支線道路整備その1工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 旭台第3支線道路整備その1工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 59,730,000円 |
| 4、契約の相手方 | 栗山町字大井分276番地7
道央建設運輸株式会社
代表取締役 熊谷 博彰 |